

別府の秋葉神社考

安部 和也

秋葉町旧西海道（別名旧国道）筋に秋葉神社がある。

平成五年頃まで、社の拝殿に「秋葉神社由来 謹写」とした額が掲げられていたが、社殿の屋根ふき替え工事以降、いかなる理由かは知らないが、額は衆人環視の場から姿を消し其れに替わって、表参道に新「別府秋葉神社由来記」が掲示された。

額文

秋葉神社由来謹写

享保十乙巳年

大工

徳嶋松衛門

奉建立 秋葉正一位大権現宮殿

一字敬白

一 創建由来記

拝殿に掲げられていた由来記は、享保十年（一七三五）海門寺一山和尚によって、秋葉正一位大権現（当時の秋葉神社の呼称）創建奉祀の経緯が記されていたものを、昭和三十七年当時の宮総代山村邦夫氏が謹写して、「秋葉神社由来」として奉納したもので、額文は次の通りであった。

四月二十七日 願主 別府村 堀助之丞源吉秋

咸應之理其不差若響應聲祈秋葉
山正一位大権現以慈悲心為以威
烈為形神徳昭々應驗惟新常牽百
千眷屬以火充三昧為遊戲矣吾寺
所在別府之郷地頃南海風揚塵古

今無奈火災屢困聽彼神影之在阿
岐實際禪寺合村言議遺堀荒金溝
口等三氏拜請於影實際精舎来面
新開地基創建四五字不詳方社如法
遷宮去矣實享保九甲辰年三月二
十八日專所祈一村永無祝融之變
比屋恒者豐穰之慶雖將來共仰崇
神德臨時之祭儀疎怠以之為記

諸居 千秋

豊後国速見郡別府村

海門禪寺現主 一山 記焉

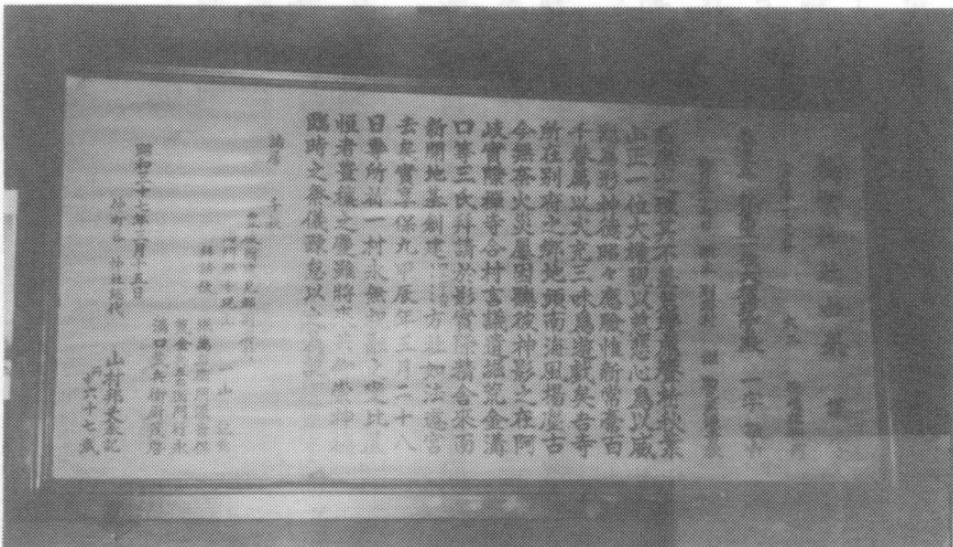
拜請使 堀萬右衛門源吉保

荒金兵左右衛門行永

溝口武兵衛尉茂啓

額文書き下し(指導田本政宏氏)

咸應(かんおう)の理は、その差(たが)はざること、
響応して声の祈るが若(ごと)し。秋葉止一位大権現は。



秋葉神社由来

慈悲の心を以（もち）いて、威列を以て形と為す。神の徳は昭（あき）らかなり。昭応の驗（しるし）は、惟（これ）新にして、常に百千の眷族を牽（ひきい）て、火の三昧（さんまい）を充たすを以て遊戯（ゆげ）と為す。吾が寺の所在は、別府の郷。地は頃（ゆが）み、南海の風は塵を揚げ、古今火災を奈（いかん）ともする無く、屢（しばしば）困（くる）しむ。彼の神影の安岐の實際禪寺に在るを聴き、村を合して言議し、堀・荒金・溝口等三氏を遣（やり）て、影を實際精舎に拝請して来たらしむ。新開の地に面して、創建を基とす。……方社（ほうしゃ）は法の如く遷宮し去る。……（途中欠字の為此あたりの書き下しは不確定）実に享保九甲辰の年三月二十八日。専ら祈る所は一村に永（とこしえ）に祝融（しゆくゆう）の変無からんことなり。此の屋、恒（つね）は豊穰の慶にして、将来神徳を仰崇するを共にすると雖も（いえども）、臨時の祭儀は疎怠せん。之を以て記と為す。

語句の解釈

感應（仏教用語）……感は衆生、應は仏。衆生と仏とが仏心で相通じること、即ち信心が神仏に通じること。
 理……とりはからう。
 響応……人
 の言動に応えて直ぐに行動を起こすこと。
 威烈（仏教用語）……仏の威光。
 照応……はつきり反応する。
 驗（仏教用語）……修業や祈禱の成果・反応。
 拳族……一族。
 三昧（仏教用語）……他念なく一つのことに集中して物事をなすこと。
 遊戯（仏教用語）……仏・菩薩の心にまかせて優遊自在に活動すること。
 頭み……まがる、ひずむ。
 無奈……どうすることもできない。
 神影……神の画像。
 拝請……謹んで招き迎えること。
 言議……評議すること。

方社……四方方位の神のことで次の五柱神

中央の神・天八降魂命（アメノヤクダリタマノミ

コト）

東方の神・天八十萬魂命（アメノヤソヨロズタマ

ノミコト）

西方の神・天八百日魂命（アメノヤホヒタマノミ

コト)

南方の神・天五十合魂命 (アメノイソアイタメノ

ミコト)

北方の神・天三降魂命 (アメノミクダリタマノミ

コト)

法……………教義。 祝融之變……………祝融は火の神、

祝融之變で火災のこと。

額文の大意

秋葉大権現に、火防(ひぶせ)祈願をすれば、大権現は直ちに一族の神々を従えて火防鎮護を行い、その靈験のあらたかなことはあきらかである。

当時の別府は、海が入り込み、常に海よりの風は砂を巻き上げるほど強く吹き、一旦火災が発生すると消す術もなく、昔より大火災となって村人を苦しめていた。

「火防の神」秋葉大権現の御画像が、国東安岐の曹洞宗海印山実際寺に祀られているのを聴き、別府の地に火災が起きないよう秋葉大権現の神霊を勧請するか、村中で評議をかさね、享保九年三月二十八日に次のとおり決

した。

一、新開地に面した仲町に、堀助之丞吉秋が願主となつて新しく社殿を建て、秋葉大権現と四方方位の五柱神を、共に奉祀し奉ること。

一、堀・荒金・溝口の三氏を、秋葉大権現の勧請使者として實際寺に派遣する。

一、秋葉大権現は、「火防の神」であると共に「五穀豊穰の神」であるので、村人はこぞって大権現を信奉し、火防と五穀豊穰を一心に祈願すること。

一、大権現の祭儀については、大祭は勿論、例祭においても疎かにしてはならない。

額文によって判った事

一、当時の名称は、秋葉大権現と呼ばれており、祭神は秋葉山三尺坊大権現であった。

二、建立当時は、神殿だけで拜殿は無かった。

三、神殿を建築したのは、鶴崎(徳嶋)大工である。

四、神社地の東側一帯は、慶長の大地震により海が埋まって出来た新開地であった。

五、秋葉神社の名称と祭神の軻具槌命は、明治初年神仏分離の太政官布告によるものである。

六、秋葉大権現の勧請は、安岐曹洞宗実際寺からであり、海門寺が深く関わっていたことが想像される。

二 祭神の秋葉大権現

静岡県周智郡春野町と磐田郡竜山村との境に、標高八六六メートルの秋葉山がある。

秋葉山は、上古より神体山として崇敬されていた。

『三代実録』によると、貞観二年（六二八）に「岐氣保神從五位下」の神位を授けられており、『遠江国風土記伝』には、「岐氣保神の岐氣は秋葉の古語で、保は火なり」との意味の記述があり、「火」の神が宿る山として崇められていたことがわかる。

その山中に、秋葉大権現（秋葉山の守護神）を祀る上社と、共に大登山秋葉寺があり、神仏分離以前の両者は、一体となって秋葉信仰のメッカであった。

それが、明治初年の神仏分離によって秋葉寺は解体となり、秋葉大権現は可睡斎（曹洞宗 静岡県袋井市久能）

に移らせられ、上社が祭神を火之迦具土命とする秋葉神社となったのである。

太政官布告「神仏分離の令」の要旨を記す。

神仏分離の令

（明治元年三月二八日 太政官第一九八）

一、中古以来某権現或ハ牛頭天王之類其外仏語ヲ以神号ニ相称候神社不少候何レモ其神社之由緒委細ニ書付早々可申出候事 （以下略）

昭和二七年に、秋葉神社は全国秋葉神社の総本宮であることから、秋葉山本宮秋葉神社（通称秋葉神社）と改称したのである。

秋葉山本宮秋葉神社は、神仏分離以前の神仏習合時代においては、秋葉大権現（本来の名称は秋葉山三尺坊大権現）を祭神としていた。

『秋葉寺縁起』によると、「秋葉山の守護神三尺坊大権現は、本地観世音菩薩の垂迹神として信州に生まれ、越後国蔵王堂三尺坊で修験の行を積み、飛行自在の神通力を体得、秋葉山に白狐に乗って飛来し鎮座した」と。

別府秋葉神社由来記

秋葉神は火と地皇土大神と申して伊弉諾
伊弉冉二柱の神の御子と云ふ事神である
皇孫十代武甕槌天皇は御宇に於て秋葉神社より
輪廻し村人の遺跡を奉りてありし事
秋葉神は火令香と名を賜ふ火を鎮め給はば
除く火位明運の神として火立消滅 室内安全
厄除 開運、進業 盛 工業 発展、加支 除
あられたるの事ありし事
旧別府村は天領 福岡藩の 別府村にて
この村近辺旧神郷には成程 秋葉神の 御
一劃が ありし事ありし事
当郷の 別府村は舊別府村 北町の 西町と
中津、住吉津、楠邊津、海門寺津の 四津と
形成され 別府は 半農半商、 漁は 漁を 業とし、
神郷が 中心にて 商家 軒を 並べ たりし事ありし事
境内 正面 入口 南側の 手水鉢は 享保十七年
二月 二十三日 霜月 吉田 南郷 延村の 安徳氏より
寄進され たりし事 境内 最古のもの ありし事

後、三尺坊大権

現は、尾張國の円

通寺で參禪、鎮防

火燭（火を操る）

の秘法を会得した。

これによって、

「火防の神」とし

ての信仰がますます

す広まったといわ

れている。

三尺坊の呼称は、

修験の場蔵王堂三

尺坊によるものと、

身の丈三尺に満た

ない小人の修験者であつたとする両説がある。

可睡斎の秋葉山三尺坊大権現像は、四肢に蛇を巻きつ

けた白狐に乗り、火炎の光背を着けた烏天狗の立像であ

るとされており、頒布される神札も同じ像が描かれてい

るといふ。恐らく当時の安岐實際禪寺に祀られていた秋

葉大権現画像も、白狐に乗った烏天狗のお姿であつたと
思われる。

権現とは、仏教用語による神の尊号で、諸神がそれぞ
れ菩薩の姿に変えられて、お姿を現わしたものをいうと
されている。

天狗の名称は、仏教に由来するもので、中国より日本
に入り、修験道と結合して日本化したものである。

容貌は鼻高く山伏の姿をなしており、飛行自在の力を持
ち、深山に棲み、勸善懲罰を行う、神格を有する山神・

仙人をさすとされており、鞍馬山の僧正坊、秋葉山の三
尺坊、愛宕山の太郎坊等を天狗と呼んでいたが、鎌倉時代

以降は、修験道の山伏を天狗と呼んで崇めるようになって
たという。

三尺坊大権現は、身の丈三尺の修験者（山伏）のお姿
で、現世に現われた観世音菩薩である。

秋葉大権現が、正一位の神格を賜ったのは定かではな
いが、第百十一代後西天皇（一六五四～一六六三）宸筆

の「正一位秋葉大権現」の勅額が、掲げられたによると
思われる。

三 願主及び拝請使堀氏

願主堀吉秋は実在した人物で、それを証明出来るものとして次のことがあげられる。

堀助之丞家の家系によると吉秋は、貞享四年（一六八七）生まれ、四代助之丞を嗣ぎ延享元年（一七四四）五八歳で天寿を全うしている。

堀助之丞家の檀那寺臨濟宗海宝山崇福寺の現存する万靈帳には、「学海無參居士 延享元申子年六月 別府助之丞事」と書き込みがなされておる。

又吉秋の墓石は、三代助之丞吉治（吉秋の叔父）の開基による堀助之丞家菩提寺黄檗宗蔭涼山萬松寺（僧業海開山）内墓地に、「心鏡院学海無參居士」の法名で先祖子孫等の墓石に囲まれて現存している。

拝請使堀萬右衛門吉保については、助之丞家の一族であること以外は確証を得ていない。崇福寺・萬松寺の調査結果、次の仮説に到達した。

（仮説）萬右衛門吉保は助之丞吉秋の弟で、五代助之丞吉孝の実父。崇福寺万靈帳には宝曆五年（一七五五）桂光院月楸は白居士 別府庄屋助之丞父と記されており、

同法名の墓石は萬松寺に実在するが、塀に建て掛ける様な建て方をしているため俗名の確認が出来ていない。

四 安岐の実際禅寺

安岐町瀬戸田にあり海印山と号し、延慶五年（一三〇九）開山。豊後では府内萬壽寺に次ぐ臨濟宗の古刹であったが、天正八年（一五八〇）大友家の重臣田原親貫の反乱による兵火で焼失、寛永九年（一六三二）再建され曹洞宗となる。

慶応二年（一八六六）杵築藩国東郡の農民が、国東・武蔵・安岐の庄屋や商家に押し入り強訴に及んだ農民一揆の時、杵築藩取締り役人の詰所となった。

五 火防信仰

火は、古代より恐れられ敬われ、人間が万物の霊長として進歩したのは、火を扱えることによるものである。それ故に、「火の神」を祀らない民族は無いといわれている。

火防信仰の本格的なものには、秋葉神社と愛宕神社と

がある。

江戸時代の庶民は、草葺木造の長屋に住んでいた関係で、火災を最も恐れておったためその恐怖心で、火防信仰（秋葉山信仰・愛宕山信仰）は全国各地に流行し、火防神の勧請が全国津々浦々にいたるまで順送りで行われたのである。

秋葉信仰

江戸では、毎年大火に見舞われたので、八代將軍吉宗は享保の大改革で、江戸町奉行大岡忠相に命じて最初の手懸けた事業が江戸を燃えにくい町にするため屋根を瓦葺に、消火のために町火消しを、いろは四八組に編成して消火活動を展開したことは、NHK大河ドラマ「八代將軍吉宗」で衆知のことである。そのような情勢下の江戸では「火防の神」秋葉山三尺坊大権現信仰が大変な勢いで広まり、それは「秋葉原」の地名を残すほどであった。又、秋葉寺が曹洞宗可睡斎の末寺であり、秋葉山上宮を支配していた関係上、全国の曹洞宗の末寺は、こぞって寺内鎮護社として秋葉大権現を勧請した。

全国の秋葉大権現社は、火防社と鎮護社とを併せると、その数は徳川末期には、三万七千社を数えるほどだったといわれている。

杵築実際禅寺の秋葉大権現も、鎮護社として勧請されたものだろう。

又豊後高田市来繩曹洞宗泰雲寺では、現在でも田植えが終わってから寺内で、地区の人々が集まって踊る「秋葉まつり」が行なわれている。

この祭は、泰雲寺の鎮護社として勧請された当時の秋葉大権現の祭典が、そのままの型で続けられておることといえる。

宇佐風土記の丘古墳群最大級で、五世紀前半に造られた福勝寺古墳の後円部頂上に石祠があり、それに至る古墳上の参道に建てられておる鳥居には、「秋葉大権現」の額束があがっており、柱には寛政十二庚申年（一八〇〇）と記されている。

国造宇佐一族の首長墓とされている古墳の上に、如何なる理由で、秋葉大権現社が祀られたか疑問である。

考えられることは、所在が大字高森字福勝寺で、小字の

名称が示すとおり昔この地に福勝寺があり、その鎮護社として勧請されたのが、古墳の上であったということではないだろうか。

中野幡能先生の「曹洞宗寺院について」『大分百科事典』には、次のように記されている。

「本県における曹洞宗寺院は、一三七五（天授元年・永和元年）創立の国東泉福寺を中心とした宇佐文化圏に最も多い。宇佐市の曹洞宗寺院は、国東泉福寺開山無著の弟子象山融沢が、福昌寺を曹洞宗に改宗させのが始めた」とある。

曹洞宗福昌寺と、小字名になっておる福勝寺とが同じ寺院であれば、古墳上の秋葉大権現社は、福昌寺の鎮護社であったことになる。

愛宕信仰

愛宕神社は、京都愛宕山山頂に愛宕大権現（愛宕山太郎坊）を祭神として鎮座する「火防の神」として有名である。愛宕山は、古くより天狗が住む山岳修行者の修験霊場として栄え、本地仏として勝軍地蔵が祀られており、

愛宕地蔵と呼ばれ霊験あらたかな火防地蔵として、多くの信者を持っている。そのため「火事が起こらぬように、又火事が起きても延焼しないよう」にとの祈願を込めたお地蔵さんが、全国各地で造立された。別府の中浜地蔵・大分の生島地蔵も、火防地蔵としての造立である。

神仏習合時代の愛宕神社の本地仏は、地蔵菩薩であるのに対し、秋葉神社の本地仏は、観世音菩薩である。

県下の愛宕神社で有名なのは、南郡弥生町の通称尺間神社の前宮と呼ばれる愛宕神社（祭神は軻遇突智神を主神とする尺間神）で、尺間山頂の奥宮・尺間神社の神幸祭にはお旅所となることで知られている。

そのほか、天ヶ瀬町高塚地蔵、日出町大神の愛宕神社ともに、愛宕大権現を勧請したものと考えられる。

六 別府の「火の神」

人間と密接な関係にある「火の神」を祀る神社が、別府には何社在るか調べてみた。

明治四年、八幡竈門神社宮司土屋内彦氏の『豊後国速見郡神社表』によれば、現在の別府市行政区域内には、

当時神社は総数で四〇六社あった。

その内「火の神」を祭神とする神社は一七社で、祭神別に分類すると次の通りになる。

火産靈命（ヒムスビノミコト）を祭神とする社は九社。

軻遇槌命（カグツチノミコト）を祭神とする社は七社。

火男火売神を祭神とするのは一社である。

大分県神社庁平成三年六月発行『大分県神社名簿』に

よれば、「火の神」を祭神とする社は、次の五社しか残っていない。百年前別府市内に一七社あったものが、その後の社会情勢の変化によって、合併合祀のやむなきに至った結果であろう。

社格	社名	場所	祭神
県社	火男火売神社	大字東山	火之加具土命外
村社	秋葉神社	大字別府	軻遇槌命
村社	愛宕神社	大字別府	軻遇槌命
村社	秋葉神社	大字浜脇	軻遇槌命
村社	霧島神社	大字東山	彦火速々杵命

明治初年太政管令（神仏分離について）によって、そ

れまでの秋葉大権現社は秋葉神社。愛宕大権現社は愛宕神社となった。又祭神の秋葉山三尺坊大権現が軻遇突智命に、愛宕山太郎坊大権現は火産靈命と改められたが、中には神社名と祭神とが一致しない神社がみられる。それは、神仏分離の届出の時点の手違いによるものと考えられる。

七 秋葉大権現の創建

『豊後国速見郡村誌』『神社明細帳』の秋葉神社についての項を抜粋して記してみる。

『豊後国速見郡村誌』の項には、

秋葉神社

村社 社地東西式拾貳間三尺南北六間面積式
畝拾四步村ノ中央字南町上ニアリ軻具槌命ヲ
祭ル明和元年甲申六月勸請ス祭日二月十八日

『神社明細帳』の項には、

村社

小社

秋葉神社

一 祭神 軻具槌命

一 由緒 明和元年甲申六月鎮座明治六癸酉年村社

ニ列セラル

一 神殿 竪二尺五寸 横二尺五寸

素屋竪二間 横一間三尺

一 拜殿 竪式間 横式間

一 境内 七拾四坪 官有地第一種

一 信徒 貳千八百人

一 管轄廳迄三里

以上

『豊後国速見郡村誌』（明治一八年）・『神社明細帳』

・『別府市誌』（昭和五九年）は、ともに創建を明和元

年（一七六四）としている。

神社境内地に、享保一七年（一七三二）南石垣矢田氏

（石垣東矢田内科医院矢田希一郎先生の祖先）が奉納し

た手水鉢が現存する。ということはこの地が靈地として、

祭祀がなされていたことを物語っている。

又、創建を明和元年とした場合、創建願主吉秋は既に

二〇年前に死亡しておる。

これらのことより秋葉神社の創建を明和元年とする説

は間違いで、海門寺一山和尚によって記されておる享保

一〇年が、正しい創建年である。

秋葉神社の境内地は、東西二二間三尺、南北六間で面

積七四坪となっている。ということは古くより現在地の

如く変形した社地であったと思われる。

享保一〇年の創建時、なぜ社地を方形にしなかったか、

その疑問は、NHKテレビ「歴史発見」を視て解けた。

現在、江戸時代の街道筋は商家が建ち並び、多くの人が

が買物したり立ち話をしている描写となっているが、そ

れは誤りである。徳川幕府はいざという時、人員物資の

移動に支障をきたさないため、街道筋には家屋の建築は

勿論、街道で立ち止まることも厳しく禁止していたと

解説があった。

秋葉神社の社地も西海道の街道筋に創建したため、幕

府のご法度でやもえず現在のごとく変形にしたものであ

ろう。

なお、境内社に稲荷社がある。『別府市誌』（昭和八年

版）によると、「もともと字南町下に、祭祀されていた

村社稻荷社・祭神倉稻魂命 天保一五年（一八四四）創建は、明治三二年合併許可を得て、同年一二月秋葉神社境内地に合併す」と記されている。

八 安政の大火

別府村民挙って、「火防の神」として勧請創建された秋葉大権現のお膝元仲町では、創建より一三二年後の安政四年（一八五七）一二月一九日に出火した火災は、西風に煽られ瞬く間に十四軒が焼失する大火となった。

このことは、当時の別府村の住民に「なぜ靈験が及ばなかったか」……と大きなショック与えたことは間違いない。あるいは「一四軒に留まったのは神慮のたまもの」……

と感謝し益々信仰をたかめたことも考えられる。

いづれにしても、その後は大火に見舞われることなく、今日まで無事平穩に暮らせたことは、秋葉神社神靈のお加護によることは間違いない。

別府のおもだった神社の勧請創建主（私説）を記してみると、火男火賣神社鶴見社は鶴見氏 同御嶽社は真言

宗修験者、八幡竈門神社は宇佐弥勒寺、八幡朝見神社は大友能直、御霊社は竈門氏、八幡石垣神社は諏訪神社の祝氏、南立石天満天神社は將軍足利義政、住吉神社は船頭の永井右京、朝見八坂神社は時の天皇の命による。

以上のように創建主は時の為政者や権力者であったり、子孫が祖先崇拜のために、あるいは特定の人物が報恩のためであったりしているのに、秋葉神社は別府村々民の現世利益を願ったの総意にもとづき創建された特筆すべき神社である。

以上

参考資料

- 神道辞典 神社辞典 仏教辞典 大漢和辞典
- 日本の神々 大分の神々 神社と信仰 神社明細帳
- 豊後国速見郡神社表 大分県神社名簿 別府市誌
- 大分県の地名 ニューライフプラザ文化財講座他